

学校感染症第一種・第二種・第三種の出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則に下記のように定められています。

記

- 1 第一種の感染症として次に定めるものについては、治癒するまで。
 - ① エボラ出血熱 ② クリミア・コンゴ出血熱 ③ 痘そう ④ 南米出血熱
 - ⑤ ペスト ⑥ マールブルグ病 ⑦ ラッサ熱 ⑧ 急性灰白髄炎 ⑨ ジフテリア
 - ⑩重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)
 - ⑪中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるものに限る。)
 - ⑫特定鳥インフルエンザ

- 2 第二種の感染症にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
 - ① インフルエンザにあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで
 - ② 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - ③ 麻疹(はしか)にあつては、解熱した後3日を経過するまで
 - ④ 風しんにあつては、発疹が消失するまで
 - ⑤ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
 - ⑥ 水痘にあつては、すべての発疹がか皮化するまで
 - ⑦ 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日経過するまで
 - ⑧ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
 - ⑨ 結核にあつては、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
 - ⑩ 髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

- 3 第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
 - ① コレラ ② 細菌性赤痢 ③ 腸管出血性大腸菌感染症 ④ 腸チフス
 - ⑤ パラチフス ⑥ 流行性角結膜炎 ⑦ 急性出血性結膜炎 ⑧ その他の感染症